

定期監査結果の概要（4月及び5月実施）

1 監査対象部局

消防本部及び消防署、行政委員会等

2 監査実施期間

令和6年4月1日（月）から同年5月28日（火）まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、令和5年4月1日から令和6年2月29日までに執行されたものを対象とした。

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

5 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおり定め、調査を実施した。

(1) 収入事務

ア 徴収事務

(ア) 納入の通知は、適正に行われているか。

(イ) 納期限の設定は適切か。

(ウ) 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。

(エ) 延納、分納及び徴収停止の措置は適正か。

(オ) 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。

(2) 支出事務

ア 支出一般

(ア) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(イ) 支出負担行為は、法令等に違反していないか。

(ウ) 支出決定は、正当な権限者により行われているか。

(エ) 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

(オ) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われてい

るか。

イ 旅費の支出

- (ア) 旅費計算は、最も経済的な通常の経路により行われているか。
- (イ) 目的、期間、時期、人員等、必要性が明確でない、又は乏しい旅費の支出はないか。

ウ 補助金等の支出

- (ア) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (イ) 補助金等の算出は、合理的な基準により行われているか。
- (ウ) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
- (エ) 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- (オ) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- (カ) 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- (キ) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

(3) 契約事務

ア 契約の方法及び手続

- (ア) 入札による場合、その方法及び手続は適正か。
- (イ) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (ウ) 随意契約による場合、原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

イ 契約の締結

- (ア) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (イ) 収入印紙は、契約金額に応じて貼付され、かつ、消印されているか。
- (ウ) 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

(4) 財産管理事務

ア 物品

- (ア) 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (イ) 物品の購入手続は適法か。また、物品の価格、規格は適切か。
- (ウ) 物品は、正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは、

正確に貼付されているか。

6 監査の実施内容

上記のとおり着眼点を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

(1) 事前調査

監査担当者により、おおむね監査実施日の30日前に監査対象課から提出された監査資料等を基に、監査担当者により事前調査を実施し、その結果を監査委員に復命した。

(2) 事情聴取

監査委員により、財務事務監査のほか、経営に係る事業管理、一般行政事務における監査の視点からの抽出により、監査対象課から資料提供を受け、事情聴取を実施した。

7 監査の結果

監査の結果は、以下に掲げるとおりであった。なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭で改善の指示を行うとともに、監査終了後に、予算主任に対してその内容を通知した。

(1) 収入事務

適正に行われていた。

(2) 支出事務

適正に行われていた。

(3) 契約事務

監査委員の指摘事項とする(5)、監査事務局長の指摘事項とする(6)を除き適正に行われていた。

(4) 財産管理事務

適正に行われていた。

(5) 監査委員の指摘事項

I P無線機のケース6個(45,100円)及び予備用電池パック6個(55,000円)を同一の業者から購入したが、請求日及び支出負担行為同兼支出命令書の起票日は、すべて9月6日となっていた。

また、両者を合わせると、2者による見積合わせが必要となる金額であるとともに、予備用電池パックだけでも2者により見積合わせを行わなければならない金額であるにもかかわらず、見積合わせが行われていなかった。

類似した業務を、短期間に同一の業者に発注したことは、地方自治法施行令第167条の2第1項及び秦野市契約規則第31条に基づく契約手続を怠った上に、特定の事業者による業務を請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避するための分割発注を行ったものとの疑いを招く行為であることから、今後十分に注意を払う必要がある。

また、担当者が地方自治法及び秦野市契約規則の内容及びそれに基づく事務処理を十分に理解するとともに、管理・監督職によるチェックがしっかりと機能するよう措置を図る必要がある。（消防本部及び消防署）

(6) 監査事務局長の指摘事項

ア 南分署におけるスナップローデ単回使用電極（心電計で使用する体表に当てる電極）の購入について、2回に分けて（1回あたり2箱 金額39,160円）同一業者から購入している。この2件の請求書の請求日は同じ5月25日であるが、それぞれ6月19日及び20日に検収印が押され、支出負担行為何兼支出命令書が起票されている（支払い日は7月13日）。

また、両者を合わせると、2者による見積合わせが必要となる金額であった。

なお、請求書に付されている整理番号の一部は、同じ業者が発行した他の物品購入の請求書から推測すると、請負業者が発行した日付と思われるが、いずれも6月26日であった。

同一の業務を短期間に同一の業者に発注したことは、特定の事業者による業務を請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避するための分割発注を行ったものとの疑いを招く行為である。

また、監査対象期間（令和5年4月～令和6年2月）だけでもこの請負業者に対しては130万円以上にわたる物品の購入が1者見積となる金額で発注されているが、救急業務に必要な物品の計画的購入は可能であると推測され、担当課において一括して入札に付すことを検討すべきものである。（消防本部及び消防署）

イ 神奈川県知事及び県議会議員選挙並びに秦野市議会議員選挙の準備に当たり、複数の種類の同一、又は類似する物品を購入しているが、近接又は同一の日付で同じ業者と分割して契約していた。また、いずれも合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。

支出負担行為起票日	購入品	金額	業者
4月1日	ニトリル手袋	48,400	A社
4月3日	ニトリル手袋	48,400	
4月5日	ニトリル手袋	41,800	

支出負担行為起票日	購入品	金額	業者
4月5日	ビニール手袋	48,400	B社
4月5日	布テープ	46,530	
4月6日	ラベル用紙ほか	48,125	
4月7日	ビニールテープほか	46,530	
4月10日	布テープほか	46,090	

支出負担行為起票日	購入品	金額	業者
6月1日	ビニールマット	46,200	C社
6月1日	ビニールマット	23,100	
6月1日	投票箱	35,475	
6月1日	記載台	37,950	
6月1日	電工ドラム	23,925	

似通った業務を1者見積の金額として短期間に同一の業者に発注したことは、特定の事業者に業務を請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避するための分割発注を行ったものとの疑いを招く行為である。

また、市費負担となる市議会議員選挙においては、特に価格の競争性を働かせることに意を用いるべきであった。

さらには、多くの業務が分割発注されているが、合理的理由に乏しいものも少なくはない。衆議院の解散総選挙以外の選挙については、準備行為の計画的な執行が可能であることから、管理・監督職が専任となったことを契機として、執行方法の改善に努めることを求める。(選挙管理委員会事務局)